

金神こんじんの忌いみの發生せいじやう

金井徳子

日本の民間曆には、現在なお天一、太白、金神の忌が重大に取扱われている。

これらは等しく陰陽道から發生した禁忌であり、現在でも人々の生活に根強い影響力を持つているが、こうした禁忌はどのように發生しどのように育つてきたものなのであろうか。

陰陽道は平安時代中期・末期にもつとも盛んな時期に達したが、奈良時代に比較すると計數的な天文、曆數の分野よりは、息災増福の面に發展した。それは延喜式卷第十六陰陽寮に記載される害氣鎮や夥しい數に上る陰陽道の祭と、禁忌の發生にもつともよく顯れていると言えよう。

陰陽道の禁忌のうち、確實に平安時代に行われたものは、後に擧げるように三十六にのぼる。これは後世追加される同種の禁忌の總數に比べて必ずしも多くはないが、陰陽道の代表的な禁忌をすべて含んでいる點からも平安時代に注目するのが適當であろう。これら陰陽道の禁忌は、時に關するものと方位に關するものと二種に大別するのが普通である。しかし私は方位に關する禁忌をさらに、固定した或一定の方角を忌むものと、遊行神による禁忌、との二種に分類しようと思う。

このうち興味深いのは遊行神による禁忌、すなわち方違いであつて、日時にちじの吉凶にもまして平安時代以來、人々に恐れられてきた。遊行神の

うちで、支那で行われて日本には取入れられなかつたものには、白虎、豹尾、五鬼などがある。また曆註としては、日本で奈良時代からすでに歳徳のほか太歳、歳破など大將軍以外の八將神も記録に残つてゐるが、平安時代に實際に行われた遊行神禁忌は、天一、太白、大將軍、土公、玉相、金神の六種である。

金神に關しては、茅原定の著、茅窓漫錄に、

金神を忌避くるも、保元平治のころより見えて、百鍊抄云、後白河天皇保元二年十二月廿三日諸鄉定申諸道勘申金神方忌可被棄哉否事

(日本經濟大典、第廿九卷)

とある。この百鍊鈔の保元二年十二月十三日の記録は、

諸鄉定申金神方忌可被棄哉否事、件方角永長定俊真人依申出、三四代忌來也、仁安二年四月廿三日爲御方違、行幸鳥羽殿修理大膳職之間、爲避金神方云云、廿二日、自今以後不可忌避之由宣下、

と言うのであるが、この記録から金神の忌について二つの問題を提起することができよう。一つは、金神の忌の發生時期に關してであり、もう一つは、發生事情についてである。

金神の忌の發生時期については、陰陽道の禁忌のうちで、珍らしく時期が明らかな點でこれまでも取上げられてきた。しかし發生事情についての詳しい考察はなされていない。

例えば中右記の永久二年八月五日の條にある

光平申云、於六條殿者金神七殺方也、(中略) 於金神忌者陰陽道雖

不知近代依被忌所申也

の記録も、陰陽道の人々も承服を憚る性質のものであつたらしい、という程度の解釋しかなされていない。

しかし右の引用にもあるように「陰陽道知らずと雖も近代忌み申さる

所に依る」と陰陽家が金神の忌を別視し、一方、さきの百鍊鈔に「定俊眞人の申出に依つて」という記録があるなどは、陰陽道が加茂・安倍二家の世襲が定まつた平安初期以來、禁忌もこれら陰陽家が當つて來たとの考え方に疑問を生ぜしめるものである。この金神の忌の發生事情には流派的な對立を考へるべきであらう。

一 金神の遊行について

金神に関する記載では、時代も古くこれについて纏つた記事のある拾芥抄を引用するのが適當であらう。

金神の忌は殊に土を犯すことを忌むもので、

金神七殺方事當・三白九紫
方時無忌云云 (中略)

已上作犯一舛殺七人家人不足隣人填之

大呂才百忌曆文也、但異本文章頗有削乎、又云、金神方違犯土事切忌之、若犯此法無所祈、但三白九紫有氣之方、置園殖竹林起樓閣堀

池、即轉其災當得其處云云(古典保存會
本卷六)

とある。このように金神は七殺と言つて、七の數と結びついているが、平安時代では必ずしも結合する數が七に限られたものではなかつた。平信範の日記である平範記の仁安二年六月廿一日の條に、

主上御本所并御方違行幸事、金神四殺方事

とあるなどはその例である。しかし、拾芥抄以降では七殺だけが取上げられたらしく、簞簋そのほか江戸時代の記録には、七殺が見えるだけである。

金神については、ほかの遊行神の別稱とする見方があるので、この點を明かにして置かなければならない。遊行神の混亂は、星を指す場合と

遊行神を指す場合とを混同することに原因がある。例えば、滋野貞融の不繫舟上五に、

今の曆にいみじくおそらるは大將軍と金神となり。此二つも太白星の異稱と聞えたり。(中略)陽陰書に大將軍太白之精云々と見えて、太白星すなはち金星なれば、大將軍といふも金神といふもそのもとはひとつなるをその稱を異にせるものなるべし。

とあるなどはその例である。このほかに、寺島良民の和漢三才圖會に「按金神者八將神」などと記されている。

こうした混亂の原因となつたのは、拾芥抄に引用される新撰陰陽書の「本條云、大將軍太白之精天之客、太一紫微宮、方伯之神」の記載で、太白星の遊行神が大將軍であることを示している。

しかし日本では、星を指す場合は、平安初期の實例(後に舉げる)からみて、金神と太白が同一星の異稱であつたと考えられるが遊行神を指す場合には、これと別に見なければならぬ。すなわち、太白神については、朱雀天皇の承平年中に撰ばれた源順の倭名類聚抄(第十六神靈類)に

太白神 新撰陰陽書云、太白神和名比止
比來久利 (古典保存會本)

とあり、また、圓融、花山、一條天皇の頃の作と見られている大和物語上には、

逢ことのかたはさのみぞふたがらん一夜めぐりのきみとなれよと記されている。この「ひとひめぐり」の呼名はほかに、源俊賴撰の金

葉集などにも見えるから、平安時代には一般化した呼名となつていたと推測される。「ひとひめぐり」とは一日單位の遊行という意味であるから、この時代にはすでに、「一日、十一日、廿一日、は卯にありて、その後しだいに八方をめくる、九日、十日は天地にあり」という遊行をとつていたと考えられる。これに對して、金神は後述するように、一年

を単位とする遊行神である。

大將軍についても同じことが言える。大將軍は、俗に三年塞³と言われ
るもので、年を単位に遊行する點で金神と類似するが、平安時代の記録
に大將軍と金神とが別の遊行神として、同時に并記される例を散見する
から、遊行神としては、太白、大將軍、金神はそれぞれ別個の存在であ
る。

遊行神にこのような混同があることから見て、支那では星の場合も遊
行神の場合も、ともに太白、大將軍、金神を異稱に用いていたものが、
日本に入つてから各々別の遊行神となつたのではないかと考えられる
が、ここでは、太白、大將軍、金神は各々別な遊行神であつたことを指
摘するにとどめる。

金神の遊行方向は、拾芥抄、籙篋、方角禁忌、建天全書、こよみ便覽、
和漢三才圖會や西川如見の和漢運氣指南、小泉松卓の循環曆などに記さ
れているところでは、別表(一)の如くであり、金神の遊行は異説が多
い。

金神遊行の方位 (一)

年	拾芥抄 循環曆 こよみ便覽 (寛政十年)	建天全書	和漢三才圖會	方角禁忌
甲巳	午未申酉	午未申酉	午未申酉	午未酉
丙辛	寅卯午未子丑	卯寅午未子丑	子丑寅卯	寅卯午未子丑
戊癸	申酉子丑	申酉	子丑申酉午未	申酉子丑
庚乙	辰巳	辰巳	辰巳	辰巳
壬丁	寅卯戌亥	寅卯戌亥	戌亥寅卯	寅卯戌亥

宣明曆の型

年	和漢運氣指南 籙篋	籙篋金神異 說事
甲巳	午未申酉	午未申酉
丙辛	酉卯子丑	子丑午未
戊癸	戌酉子丑	甲酉子丑
庚乙	辰巳戌亥	寅卯辰巳
壬丁	寅卯戌亥	寅卯甲亥

○印は金井の附せるもの

金神遊行の方向 (二)

春	夏	秋	冬
乙卯一六日	丙午一六日	辛酉一六日	壬子一六日
東	南	西	北
乙卯一五日東	丙午一五日南	辛酉一五日西	壬子一五日北
卯方	午方	西方	子方
庚申一三日 中央	乙丑一五日 中央	戊辰一六日 中央	辛未一三日 中央

毎日遊行

甲寅の日より五日	丙寅の日より五日	戊寅の日より五日	庚寅の日より五日	壬寅の日より五日
南	西	中央	北	東

金神間日

春	夏	秋	冬
丑日	申日	未日	酉日

しかしこの遊行のもつとも大きな相違點は、丙辛の年と庚乙の年であ

るから、この二點によつて二つの型に分類できる。二箇所の相違については、正徳二年の奥付を有する循環曆の

丙辛の年の箇所に、「舊曆壬午未未四方」

庚乙の年の箇所に、「舊曆寅卯辰巳四方」

と記してある。この新曆とは、宣明曆に對して保井春海の貞享曆を指すものであろう。この記事から考えるならば、金神遊行の二つの型の相違は宣明曆の型と貞享曆の型との違いであると言へる。

江戸時代に曆書として權威のあつた循環曆によると江戸時代の具注は主として簠簋に準據し、拾芥抄がこれにつぐものであつたらしい。しかし金神の遊行に關しては、簠簋の説より拾芥抄の説が、貞享曆に取上げられたと考えられる。簠簋にはこのほか、金神七殺之異說事として、ほかの書にない異說をのせている。(別表(二))

簠簋の選者は、安倍晴明と同書にあるが、平田篤胤は牛頭天皇曆神辯に、「内傳なる説は備後風土記に載せる古説を翻按して吉備公の始めて作れる説なるが故に、簠簋内傳を除ては、漢籍は更なり佛書にても惜なる物には嘗てこの説見たることなし」と吉備眞備を撰者に擧げてゐる。しかし内容から見ても、眞備や晴明の撰んだものでないことは明瞭である。尊經閣文庫に室町時代の寫本があることを同藏書目録にのせているから、成立年代は室町時代までは遡りうるがそれ以上は不明である。また異本校合もまつたくなされてゐない。

右に擧げた金神遊行を基として、平安時代に行われた遊行を考えた。ごく一般的な四例のうち、三例は不十分ながら妥當であるが、保元元年の例は丙子の年で、金神遊行は寅卯午未子丑の方であるのに、「今年……金神在巳方從宇治當巳方也」といふのであるから相反する。また、金神の忌に附記される卅五日と言ふ數も、今日判明する拾芥抄以下

の金神遊行からはまつたく考へられない。

同時に別表(二)に記した金神の季節遊行、毎日遊行、間日は、平安時代には存在しなかつたと考へられる。これらの點から、金神の忌は、平安時代から拾芥抄の著された吉野朝時代までには相當の變化があつたものと思われれる。

二 金神の沿革

遊行神としての金神が記録に顯れるのは、見出し得た限りでは藤原師道の日記、後二條關白記の寛治七年四月五日が最初である。金神に關する記録は合計二十六例で、そのうち、否定例二、論議してゐるもの四である。

このうちで注目すべきものは、兵範記の仁安二年六月廿二日の條の、史料大成本で四頁に亘つて、金神の忌の發生と沿革とをかなり詳細に傳へてゐるものである。一部を引用すれば、

金神七殺方、往古代々用捨隨時、就中在憲泰親朝臣申云、白河院御在位間、清原定俊眞人勘金神決曆趣、經上奏之後、被用其忌之間、法勝寺并鳥羽殿造作之時議雖出來、廢置其忌、被遂造作畢、近則長永保延比信俊眞人鳥羽院御時雖申行、已無始終、加之保元々二兩年當院御宇定俊信盛眞人等雖申出、陰陽道紀傳明經博士等依仰勸文、其後有公郷僉議、又被棄其忌畢、職事宣下官外記施行先了、仍無沙汰之間、二條院御時應保元年、依俊安解狀可忌避之由被宣下歟。

これは金神の忌をいかに處すべきかを論ずる資料に擧げてゐるものである。金神の忌の發生は、この記録から、少くとも、法勝寺の建立供養が行われた承暦以前であつて、その後長承、保延年間の一度と、保元年

間に一度と二回論議された結果否定されていたものが、應保元年に、俊安の解状によつて再び取上げられるようになった、と言うのが仁安二年に至るまでの経過であつたと考えられる。

平安時代の公家の日記に見える金神の忌の記録を、この金神の沿革に順じて分類すると、左の表のようになり、さきの兵範記の仁安二年六月廿二日の條に記されている金神の沿革は、實例からも肯定できる。

	寛治から 天承まで	長承から 久壽まで	保元から 應保まで	それ以降
肯定例	一〇	九	〇	一
否定例	〇	〇	〇	二
論議	一 (結果)	〇	二	〇

さらに記録から考えれば、金神の忌は、平安時代では末期の方が衰えていることになる。さきの兵範記の仁安二年六月廿二日の條も、記録全体としては、否定の結論に達している。

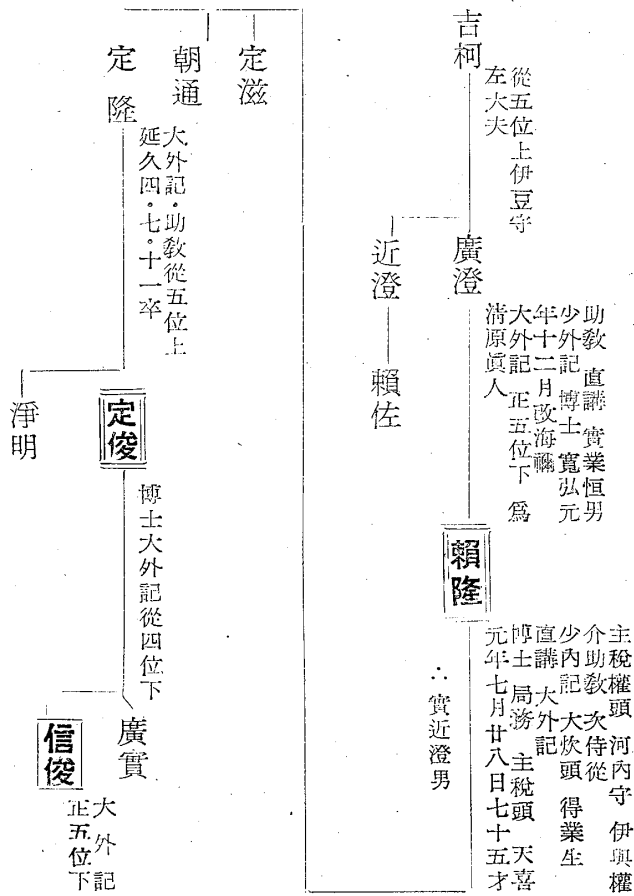
三 清原家との關係

金神の忌が、陰陽家によつて扱われたものでないことは、始に擧げた中右記の例のほか、平範記の天仁二年四月廿九日の條にもあきらかである。

金神方聖代不忌之何有此儀哉、道言申云、金神方事本自無先習、只近來依何事可被忌避之由 云云、(道言は曆博士賀茂道言である。)しかし、九條兼實の日記である玉葉の承安三年正月十三日の條はさらに注意をひく。

此次余問云々、金神七殺方可憚哉否如何、申云、更不可忌避、但百忌曆文云、神殺七人云云、頼隆眞人已下彼家之輩申可有忌之由、然而陰陽道(所)不用也、當道之習、以新撰陰陽書爲規模、而金神方忌事不載彼書、又惣如此之諸忌不可勝計、悉忌避者、何方可造作哉、度度雖有沙汰遂以被棄了、就中上古保憲晴明之時、全無此沙汰、ここでは、「陰陽道これを用いず」と直接否定している。また、さきの百鍊鈔に、金神の忌は「定俊眞人の申出に依る」とあり、兵範記には、「定俊眞人金神を勘へ、曆趣を決し、上奏を経るの後其の忌を用ひらるの間」と記載されていた。この玉葉に、「頼隆已下彼家の輩忌有る可きの由申す」と記されているのは、金神の忌の發生に、頼隆と定俊が直接關係のあつたことを示している。

清原家系圖 (尊卑分脈十二)



賴隆は、續古事談などに説話が見え、定俊も、さきの兵範記の記録に清原定俊眞人とある。

洞院公定編の尊卑分脈には、賴隆は清原廣澄の下に書かれているが、原註には「實は近澄の男」と記してある。群書類従本の清原家系圖には、尊卑分脈のこの四字の註に當る記載はない。分脈の記載に明かなように、助教、少内記、直講、大外記、博士などを歴任し、天喜元年七月廿八日に七十五才で没した。

續古事談(第五諸道)に、

大外記賴隆眞人へ近澄ガ子ナリ。廣澄善澄ガライ也。諸道ヲ極メタル才人也。明經紀傳算陰陽曆道等文マデマナビタリケリ。(中略)

賴隆ト云物ヘイカニ。善澄ケシキカハリテ、ワキヲカキテ申ケル。賴隆ハ非常ノ物ナリ。タゞ明經一道ノミナラズ。百家九流ヲクムル者ナリ。

とあるから、賴隆は醫道と明法道は別として、明經、紀傳、算、陰陽、曆道など廣い分野に蘊蓄のある才人だったのであろう。

賴隆の活躍が實際いかなるものであつたかを公家の日記から類推してみよう。藤原資辰の日記、春記の長久元年四月十六日の條に、

又仰云、大外記賴隆從昨日忽中風、進退言語已以不便云々、尤可惜也、如此人更不出來、返々不便事也、

とあり、四月廿日の條にも、

大外記賴隆所腦不輕云云

と記されていて、これ以後彼の活躍は絶えている。めざましい活躍が記録されているのは、治承元年から長元八年の間である。

曆道については、源經頼の日記、左經記の長元元年三月一日の條に、
天晴、日蝕十五分入、(中略)是大外記賴隆眞人所注送也、此獨曆

家不注申云云、仍所司廢務、兼依不存歟云々、曆博士守道公理爲夜蝕之中蝕分不幾、仍不注申云云、(中略) 兩説謂不同、共立其道之人等也、仍共記之、

とあるから、當時曆道の名人と目されていた賀茂守道と同格に認められていたのであろう。

また陰陽道の禁忌についても、春記の長曆二年十月廿九日の條には、
來月十八日、可建清涼殿也、而先例有避御忌例、或又不忘御云々、
天曆二年同建此御殿、忌否之例未尋得、而大外記賴隆猶申可忌御由、而不取用其例尤不吉之、至于今者猶不忘御也、仍有行幸上東門院也、

十一月四日の條には、

參關白殿申昨日御旨等、是行幸事也、天氣有不可忌之御氣色、關白殿命云、賴隆所申其理尤可然、未代事不似往古、猶令忌給尤可吉、などの記載がある。さらに同じく春記に散見する記録から判断すれば、賴隆は外記の立場から前例を調査するだけでなく、陰陽道の禁忌についても、自分の見解を主張し、他からも認められるまでになつていたと考えられる。このほか陰陽道の禁忌に關する勘文は、萬壽末年から長元初年にかけてしばしば行つてゐる。

彼がこのような位置に置かれたについて、當時陰陽家に人材が乏しかつたことを考慮する必要がある。後一條天皇の寛仁年間から長元年間にかけて、陰陽道の達人が減少したのは事實である。長和五年六月七日には加茂光榮が卒し(小右記)、「只今無上の天文奏の人、博士」と言われた安倍吉昌は、寛仁三年四月廿八日に卒し、安倍吉平は萬壽三年十二月十八日に、賀茂守道が長元年間に相次いで卒して後、「曆道全く人無く、方々此の災あり、恐る可し」という記載がなされてゐる。

安倍晴明、吉昌、吉平や賀茂光榮、守道らが揃つて活躍した長和年間以前に比較して、この時期は、陰陽道まさに絶えんとした時期だという人もある。頼隆晩年の活躍期に當る長元年間はこの衰退期に當るから、或程度此の事實を反映するものと認めなければならぬ。しかし頼隆は吉平や守道などの生存した陰陽道の隆盛期にも活躍していたのであるから、彼の實力は否定されるものではない。恐らく平安時代の前期に多かつた諸道兼學の風を代表する人だつたのであろう。

金神の忌の發生に關して頼隆のように、陰陽道の新しい禁忌を提唱できるほどの人物が清原家に存在したことは注意されてよい。しかし前述したように彼の生存中には金神が忌まれた形跡は見られないから、頼隆の例は副次的なものとならう。

他方、定俊については、尊卑分脈に頼隆の孫で、博士、大外記などを兼任したという記載がある。群書類従本の清原家系圖には、清原定俊に關する記録は見當らない。定俊と金神の忌との關係を記しているものうちで、さきの兵範記の仁安二年六月廿三日の條の、

白河院御在位間、清原定俊真人勘金神決曆趣、經上奏之後用其忌、に續く、

而應德之比大外記定俊奏聞之後、粗雖被忌避、陰陽道之輩尙申不習傳由畢、今未紀傳明經道等不可被用旨同所勘申也者、改異端者斯官也、陰陽家不用之說強不可忌歟、況後漢明帝棄官支之禁早錮其制令、近代縱雖有禁忌、隨時儀被改易、何難之有哉、

という記録は、定俊が金神の忌を提唱したと斷定しているものである。また金神の忌が實際記録に顯われてくる時期も、彼の生存年代に合致する。

しかし、定俊の生存中には、藤原爲隆の永昌記や後二條關白記、中右

記などにも、金神の忌に關して論議した記録一例を傳えているにすぎない。このように頼隆・定俊ともに、後の記載からその片鱗を知る程度であるが、さきに引用した兵範記の仁安二年六月廿二日の條で、長永・保延年間に金神の忌を再興しようとした信俊真人は、尊卑分脈によれば清原定俊の子である。

さらに、應保元年の金神の忌再興の解狀を進め、それによつて再び金神の忌が行われるようになったという音博士清原俊安の存在も注意される。俊安は尊卑分脈・群書類従本の清原家系圖ともに記載されていないが、その俊安の解狀を、兵範記は、前に引用した文に續いて、次のようにのせている。

永曆元年八月、音博士清原真人俊安、進如舊司被金神七殺方之由奏狀、其詞云、去保元二年陰陽寮奏狀并諸道勘文、可停止其忌之由被宣下了、其後天下不平、兵革荐起、京師多火災、臣民有伏誅云云、應保元年十二月廿五日權大納言藤原公道卿仰、右少辨藤原朝臣長方云、前者博士清原真人俊安勘申金神七殺方事、宜如舊令忌避者、

以上によつて、私は金神の忌の發生に關しては、頼隆や定俊といつた個人の提唱と解釋することは妥當でないにしても、清原家がこの忌を提唱し、育てて來たものであると考へる。

その旁証となる事柄をつぎにあげる。

平安時代中期以降になつて、陰陽家の扱うべき事柄に關して、諸道に勘申させることが多くなつた。齋藤勵氏は、王朝時代の陰陽道に、それは陰陽道の衰微を意味すると述べられた。(第六章) この解釋は疑問であるが、諸家の勘申は、主として甲子革命、辛酉革命、戊午革命の三革の場合と、彗星について、諸道勘文の形で行われた。平安時代の彗星

勘文を集めた諸道勘文には明經家から上つた九例を存している。⁽¹³⁾

しかしこういう天文奏に關しては、新儀式 (内容から見て村上天皇末年以降と推定されている) 卷四、臨時上 天文密奏事の條に、

若有天文變異、其道博士并蒙者宣旨獻密奏者、具勘錄其變異、先觸第一大臣、加封返與博士、博士以之參藏人所、付藏人奏之。若其變

與文有可重慎。或依眞定教。而令祈禱佛天。或仰陰陽道。而令祭祈星辰。

とあるから、諸家のうちでも、明經家はこうした宣旨を蒙つた者を多く輩出したと見ることができ、そのことは、陰陽道に含まれる事柄について諸家が勘申する場合に、おのずから他家よりは重視される位置におかれたと推測される。

清原家と金神の忌との關係は、その點からもある程度裏づけられよう。しかしさきにも述べたように清原家と金神の忌との關係は、清原一家との關係であつて、これを中原家を含めた明經にまで廣げて考えることは妥當ではない。

つぎに平安時代に行われた陰陽道禁忌の典據を考えよう。

この時代に行われた陰陽道の禁忌を、始めに擧げた分類によつてあげると、

I 時に關する禁忌

(a) 年に關する禁忌 五

(1) 革命革命 (曆書より讖緯の書に典據している)

(2) 梁年 (3) 三合厄 (4) 庚申 (5) 厄年

(b) 日に關する禁忌 卅一

(1) 血忌日 (2) 歸忌日 (3) 往亡日 (4) 坎日 (九坎日)

(5) 厭日・厭對日 (6) 凶會日 (7) 八龍日 (8) 廢日

II 方位に關する禁忌

(a) 固定した方角に關する禁忌 三

(1) 鬼門、(2) 滅門方、(3) 八卦方

右に擧げたものうち、出典の明瞭なものだけを次の表に分類する。

平安時代陰陽道禁忌の出典分類例

() は平安以降に行われたもの

原典名	禁忌名	原典を引用せる和書
新撰陰陽書	往亡日 歲位・歲前 歲對・歲後 大將軍 王相 太白 梁年	曆林問答 曆林問答 曆林問答・拾芥抄 曆林問答・拾芥抄 倭名類聚抄 宿曜經・方角禁忌 群忌隆集
五行大義	五墓日 歲德	曆林問答 曆林問答
金匱經	(歲刑)	曆林問答

群 忌 隆 集	八龍日・九虎日 七鳥日・六蛇日 梁年 (天間日)	曆林問答 本朝世紀 卅四 久安四年閏六月十五日の條 曆林問答)
董仲舒の書	全 土公	倭名類聚抄 曆林問答
百忌曆文	金神	玉葉 承安三年正月十三日の條 拾芥抄
曆例	滅日・没日 忌歸日 復日 母倉日 無翹日 (黃曆日・三伏日・天恩日)	曆林問答 曆林問答 曆林問答 曆林問答 曆林問答 曆林問答
春秋命曆	天一神	曆林問答
郝震興經	血忌日	曆林問答
尙書曆	歲下食	曆林問答
九宮經	三合厄	續日本紀 廿一 天平寶亨二年八月 曆林問答
宿曜經	滅門日 (八專日・羅利日 甘露日・金剛日)	曆林問答 曆林問答)

ここに著しいのは、新撰陰陽書を出典とする禁忌が多い點である。さきに引用した玉葉の承安三年正月十三日の條にも、「當道の習、新撰陰

陽書を以て規模と爲す、而して金神の方の忌事彼書に載せず」とあつたように金神の忌を陰陽家が否定する場合の根據となつたのも、新撰陰陽書に記述されていない點であつた。

曆注に關する禁忌は、平安時代初期に加茂保憲の書いた曆林が常に参照され、これが陰陽道の禁忌の規範として固定していつたと考えられる。その曆林も兵範記の仁安二年六月二十二日の條に、

左大辨藤原朝臣雅等定申云、金神之忌子細難辯、舊唐家新撰陰陽書捨而不載之、本朝保憲曆林嫌而不採之、自古以來全無沙汰。

とあるから、これも新撰陰陽書の説を祖述したものと考えられる。

江戸時代になつて、林道春の本朝神社考には、

安倍泰親者、晴明五世之孫也、(中略) 冬十一月十一日夜、地震、

泰親急入宮奏曰、此度地動古文所助、其慎惟重、吾家三經之中、金

匱經説曰、云云

と記している。ここにいう「吾家三經」の話は、平家物語卷三、および源平盛衰記卷十一に治承三年十一月七日夜のこととして記載されている。八坂流系統に屬する百二十句本平家物語は、「こんぎ經」と假名書きにしており、諸本を散見したところでは、「金貴經」の漢字を當てるもの、延慶本と、覺一本に屬する眞字熱田本、および校訂本源平盛衰記などがあり、「伸儀經」の文字を當てるものに、山田孝雄博士編の覺一本別本、および八坂本などがある。

また流布本成立過程にある京師本は「伸儀經」と「金匱經」の二通りを并記しており、長門本や中院本などのように、この條が記載されていないものもある。御橋惠言氏は、平家物語略解に、「延慶本に金貴經に作る……金匱經の寫誤なるべし、……八坂本に伸儀經とあるは誤謬なり」と註記している。

る。

黄帝金匱經十。黄帝金匱疏陳氏。黄帝金匱玉門會經三。黄帝金匱誠經一。新撰陰陽書五十。呂才撰。

また長治二年の陰陽得業生補任の解(註(15)参照)には讀書として黄帝金匱經一部を學べているから、平安時代の中期、末期でも陰陽生の教科書として金匱經などが用いられたことも變りがない。奈良時代から引きつづき用いられたこれらの三書が平安時代には「吾家三經」と言われるまでに陰陽道の準據すべき中心的な書となつていたのであろう。

後世になつて、例えば正徳二年の循環曆に具注のための出典目録として六十部をあげている。主なものを抜粹すると、

授時曆、通書大全、呂代春秋、新撰陰陽書、宣明曆、五行書、五行大義、五行備問、宿曜經、群忌隆集、曆府通書、春秋命曆、尙書曆、百忌曆、曆例、荊楚才時記、大明曆、山海經、籙籙、類書籙籙、籙籙日用大成、籙籙抄、長曆、籙籙祕傳、動心抄、雜書、曆林問答、曆鑑輯要、授時曆圖解、拾芥抄、八卦大全、
 一、小鏡。二、亮監抄。三、分別抄。四、新撰陰陽抄。五、目法抄。六、唐曆抄。七、百忌曆。八、五物龜。九、清水抄。十、籙籙。十一、都智袋。

の十一書を擧げている。曆注に關する書物は時代を下つて數は増加したが、漢籍は平安時代末までに將來されていたものばかりである。

また、新撰陰陽書、五行大義、金匱經の三書は新唐書藝文志に記載されている。(註)日本の陰陽道について、齋藤勵氏は「隋唐の五行說に他ならぬ」と述べておられる。(王朝時代の陰陽道第一章)しかし前漢書の藝文志と新唐書の藝文志に記録されている陰陽道の書籍數から判斷すると、

唐代の陰陽道が必ずしもつとも盛んであつたとは言えぬまでも、我國における陰陽道禁忌の根幹をなしたものは、唐代の説であつたと考えられる。

金神の忌は、百忌曆文(玉葉、拾芥抄)という、まつたく傍系の書に典據している。陰陽家が金神の忌を否定する根據としたのもこの點であつた。こうした事柄は、平安時代の陰陽道の準據すべき規範がすでに固定していたことと密接に關聯する事柄であらうし、金神の忌の提唱が陰陽家以外にあつたことを示すものと考えてよいのではないであらうか。

つぎに金神の忌に關して、さきの拾芥抄の引用にもあつたように、三白九紫の方位が取上げられている點も問題とならう。

三白九紫の方位は、平安時代では、方位禁忌の場合も問題となつている例は僅かである。台記別記の久安四年十月廿九日の條、

招範家見女御廬改易置、範家曰、今朝兩年金神在酉、於壞壁之有禁忌、但酉若當三白九紫、雖當金神銷其凶、無敢所忌然則問下當三白九紫否於直講信憲、陰陽道不知之。

ここに、「直講信憲に問へ、陰陽道此を知らず」とあるのは注意される。三白九紫に關する記録が少いので、問題を提起するにとどめるが、さらに詳しい例を得れば、金神の忌が清原家の提唱になるものであると言ふことに傍証を得られようかと思ふ。

四 金神の忌の發展

平安時代の人々は何を金神と考えたのであろうか。

現在よく繪に描かれている金神は、支那の山海經の

又西二百九十里渤山駒、神農收居之。亦金神也人而虎爪日尾執越見外傳。

によつたものであろう。

しかし曆注は、具注曆なり曆書なりに完成されたものが日本に將來され、殆どそのまゝの説を行つたと推定される。それは應永年中に賀茂在方の記した曆林問答などからも判断できるところである。

百忌曆書は拾芥抄に呂才撰とあるから、これも唐代の五行書であつたのであろう。金神の場合も、曆注に完成したものがこの書に記されていてそのまゝ取入れられたと考えられる。山海經にあるような支那の民俗との附會は、平安時代にはなされなかつたのではないであらうか。

平安時代の陰陽道禁忌のうちで、道教の説や支那の民俗から直接に取入れたと考へるのは庚申の鬼門だけであると思われ¹⁹。

百忌曆文などの書が現在残存しないから、平安時代に考へられていた金神については推測の域を出ないが、春記の長曆四年八月十日の條に、

七月廿六日巳卯加子、八月節等去臨卯爲用將天后微明、推之、奉爲公家無咎、天下有疫疾兵革事歟(中略) 卦遇類以是 奉爲公家無咎、用起老氣、終帶白虎、以是主有天下之疫疾、大歲上見金神、

とある。これは豊受神宮が顛倒したことに關するものであるが、金神がこの場合星を指していることだけは明である。

大江匡房の江家次第の第一卷、正月儀に、

庶人儀卯時前庭敷座云云、北向拜屬星、向軋拜天、向坤拜地、次四方^子次大將軍天一太白、以上再拜、^{太白一日十一日}次氏神^{再拜}、^{廿一日必在東}竈神可加先聖師^{再拜}、^{再拜}墳墓^{再拜}、^{再拜}とあり、四方拜事に、

庶人者拜四方後、可加大將軍天一太白^{再拜}、^{再拜}氏神^{再拜}、^{再拜}竈神先聖先師^{再拜}以上再拜、

という記録があるから、方違としてもつとも重視された天一、太白、大將軍などが、平安時代ではまだ星を意識していた事は明かである。不明な點の多い土公でさえも、江戸時代の屋代弘賢の松屋筆記に、

土公、同書(尙書)の下土公の條に土公三星在壁、南主營造至起土之官等類也、

とあるから、同じく星を意識したことが分る。これら平安時代の方違いと同様に、金神の本体にも星を考えていたのではないであらうか。

夥しく増加していつた星の祭から考へて、平安中期から鎌倉時代にかけて、星の信仰が急激に増加したことが分るが、金神の忌の發生もこのとを反映しているとも考へられる。

遊行神のうちでも、大將軍などは曆に伴う陰陽的遊行信仰に疫神信仰が加わり、さらに名前が大將軍に通ずるところから、源平盛衰記卷第十(堀一郎氏の遊幸思想参照)またこの方違いは鎌倉時代においても依然として行われたことが吾妻鏡などに見えているが、金神はこの期の経過が不明である。時代が下つて、¹⁹に

此金神者巨旦大王精魂也、七魂遊行而、殺戮南閩浮堤諸衆生、故尤可厭者也、

とある。この考へ方は籠篋そのものの普及によつて、もつとも一般化したものであつたらしく、本朝神社考などにも同様な記事が見え、新井白蛾の闇の曙(上巻)に

金神とは陰陽家流にては巨旦大王の精魂なりといふ、皆妄説也、天野信景の塩尻(卷之九)にも、

陰陽家婆娑を年徳神に配し金神を巨旦に充つ一笑すべし、など反對している例が多いのも、世に廣く行われたことを示している。

この巨旦大王は、備後風土記の蘇民將來・巨旦將來の話などから來ているのであろうが、このような附會は時代を遙か下つてなされたものであろう。金神はまた素盞尊や八岐大蛇に附會された。闇の曙に、「金神とは素盞尊を尊り奉り」とあり、また「俗に傳へていふ、金神は八岐大蛇が靈を稱す」という記事などがその例であるが、これは素盞尊を八岐大蛇と同一視するところから來るもので、神道家に多く見られる解釋である。

このほか同じく闇の曙に、

愚人を欺き誑かす道具には、金神の祟り尤世に多し……以前大坂高

麗藩臺丁目邊に金神醫者と異名せる醫者有し、(或は山伏醫者ともいふて人笑ひにけり)病家

へ行くと十に五つは此病人は金神の祟り有藥にては治しがたし祈禱

すべしとすゝめ、さなきだに病家は迷はしく心くるしくおもふ處へ

たゝりをいふてはおとしかけるほどに忽ちまとひ恐れて祈禱を頼む

もの多し、金神除の祈禱は京都に大驗者有引合せ申べしとて差圖す

る。山伏京四條近所に有しとなむ、

というような話を載せている。これは金神が修驗道に利用されたことを示している。

いずれにしても、佐々木貞高の閑窓瑣談に、

八方金神の崇本命的殺の論嘈々たり。既に家相の禁忌なくとも曆道

に二十四方位の方角など無量吉凶日取の善悪多くして撰み除く事

不容易(中略) 往古より今以て日本に金神を傳へ來る事會てなし。

然るを何ぞや、見ぬ唐土の金神を忌み怖れ云云

などあるところを見れば、江戸時代にも金神の忌が相當盛んであつたと見ることができよう。

金神の忌の發生が清原家によつて提唱されたということは、當時の學問の性格にも遠因があろう。明經家も周易を重んじたことが學令などに記録されるが、易學と、易の思想の影響をも受けて論理化せられた五行思想は、學問として同一の範疇に入る。實踐的要求の下に行動の規範を定めた易學と陰陽道の思想とは何らの交渉はなかつたとしても原理形態としては兩者がかなり近似したものだつたからである。

しかしさらに重要なのは、陰陽道の禁忌が人々の生活に密接に結びついていた時代風潮である。平城天皇の大同二年九月に、曆注の弊害からこれを禁止しようとした例があるが、實現されなかつた。藤原師輔の九修殿遺誡に、「起きてまづ屬星の名を七遍稱へ、次に曆を見て日の吉凶を知る」という記録があり、また禁秘抄下に、

凡如四方拜、雖御物忌或出御東庭、於小朝拜不出御、是匡房申依教神明天道也、

という記録にはこうした陰陽道の禁忌に對する人々の考え方が顯われている。

平安時代において、陰陽師と並んで宿曜師も重視された。²³それは、陰陽道の曆法の欠陥を補助するのが主な理由だつたが、宿曜道の忌までも次第に混入していつた。こうした事柄は純粹な天文學に分化されていなかつた學問自体の問題であると同時に、平安時代の時代風潮を顯しているといえよう。

金神の忌に關しても、その發生が清原家に關係があつたことは、このような時代を反映するものと考えられる。

註

(1) 金葉集 戀下 讀人しらず

をとこの今日は方たがへに物へまかるといはせ侍りければつかはしける。

君こそは一夜めぐりの神ときけ、なに逢ふことの方たがふらむ

(2) 簾中抄下 方忌の條

(3) 簾中抄

○方違 附志意 拾芥抄

寅卯辰年 北亥子丑 子

巳午未 東寅卯辰 卯

申酉戌 南巳午未 午

亥子丑 西申酉戌 酉

(4) 簾篋は、續群書類從第卅壹輯上に收められた一本は「寶永七年歲次庚寅仲夏」の奥付を有する。私が入手した一本も同年の「寶永七年歲次庚寅仲夏」の奥付があるにもかゝらず、この二つを校合しても差違がある。

大森志郎先生のお持ちになる一本は、「寛永九年三月壬申三日」中村市右衛門刊行の奥付あるもの後半であるがこれと群書類從本の篋とは非常な相違点がある。續群書類從に收められているものは比較的善本であるが、やゝ問題となる点だけについて見ても、群書類從本に記載のない點が二・三存在する。

(5) (イ) 中右記 承徳二年十一月十五日戊寅 己從皇居當申方は金神七飲方也、仍不可犯土 三正綜覽によると承安二年は戊寅の年で申の方位だけ考へても大体妥當である。

(ロ) 中右記 永久二年四月十二日甲午 今年金神方在南 永久二年は甲午の年であるから妥當である。

(ハ) 合記別記久安四年十月卅日甲申 明年金神方夏 今明兩年在西 久安四年は戊辰であるから妥當である。

(6) 中右記 保安元年正月二日の條

(7) 中右記 嘉承元年二月七日庚午 八日は京極御堂作事、金神方冊五日之中依違御也、中右記 永久二年四月十一日

今年金神方在南、仍作春日塔之門多正方冊五日、

(8) 必要に應じて引用するが、年月日と書名のみを擧げる。

I 肯定の例

(1) 承徳二、十一、五 (2) 嘉永元、二、七、

(3) 嘉承二、六、七(中右記) (4) 天仁元、十、

二、廿五(永昌記) (5) 天永二、二、八 (6) 天永二、三、十一 (7) 同二、九、五 (8) 同二、九、十六 (9) 同二、十、十八 (10) 永久二、四、十二 (11) 同二、八、五 (12) 保安元、正、二 (13) 保安元、七、一(中右記) (14) 大治五、六、廿一(長秋記) (15) 久安四、十、廿九 (16) 同四、十、卅(合記別記) (17) 久壽二、十二、五 (18) 同三、正、五(山槐記) (19) 仁安二、六、廿一(兵範記) (20) 承安三、八、廿一(玉葉)

II 否定の例

(1) 承安三、正、十三 (2) 承安三、四、八(玉葉)

III 論議せるもの

(1) 寛治七、四、五(後二條關白記) (2) 天仁二、四、廿九(永昌記) 結果は肯定 (3) 保元二、十二、十三(百鍊鈔) 結果は否定 (4) 仁安二、六、廿二(兵範記) 結果は否定

(9) 小右記 寛仁三年六月四日

從源大納言四條大納言許有消息、源大納言乞送舊

奏案附便送、只今無上天文奏之人、博士吉昌卒、權博士久部住伊與國云云、公家無被答、司天台只有其號、有何益乎、當時無公事、嗟乎嗟乎

(10) 小右記 目錄五、第廿 萬壽三年十二月十八日 主稅頭吉平卒事、

(11) 左經記 類聚雜例 長元三年三月廿二日乙亥

近曾守道卒去、陰陽道已斷盡之中、曆道全無人、方々有此災、可恐可恐之、

(12) 後二條關白記 寛治七年四月五日 五日辛亥太政官被造作三條殿云云僧文贊定俊真人也、大外記也、金神七殺方北方當否相論事不付兩

說、 (13) 天延三年六月廿六日 中原以忠 主稅頭兼助教

天喜四年八月十七日 中原朝臣 從四位下行主稅頭兼備中介

○康平三年十二月七日 中原朝臣師任 從四位上行主稅頭

○永長二年五月廿一日 中原朝臣師遠 從五位下行直講兼紀伊權介

○長治三年正月○日 中原師建

○長治三年正月十七日 中原師建 正五位下行大外記兼主稅權助教

○長治三年正月卅日 清原真人信俊 主稅助兼直講

○長治三年三月四日 中原朝臣師遠 大外記

永久六年四月一日 中原○○ 大外記

以上は諸道勘文卷第四十五に記載されるもの

○印は王朝時代陰陽道中に齋藤氏も引用せるもの

(14) 本朝書籍目錄、陰陽部には、「曆林十卷賀茂家抄」とあるのみであるが、公家の日記に、「保

憲の曆林」という記載を散見する。王朝時代の陰陽道において、齋藤氏は賀茂家榮の著と見ておられるのは誤りであろう。

(15) 朝野群載第八別奏に、補陰陽得業生省解 (中略) 讀書

黃帝金櫃經一部
周易一部

長治二年七月廿一日

とあるように金櫃經の漢字を當てる場合もある。

(16) 續日本紀 (廿孝謙) 天平寶字元年十一月〇癸未、陰陽生者、周易、新撰陰陽書、黃帝金櫃、五行大義、

(17) 新唐書、藝文志、五行、必要なものだけ抜粹する。〇印は我國に將來されたと見られるもの

◎金匱經 二卷
曹土葛金匱經 三卷

九宮行基經 三卷
九宮基立成 一卷

◎九宮經 三卷
祿命書 二卷

◎肅吉五行大義 四十五卷
王璿新撰陰陽書 三十卷

◎呂才陰陽書 五十三卷

(18) 前漢書 卷卅
藝文志 第三十八篇
雜陰陽書 不知作者

陰陽二十一家三百六十九篇

陰陽十六家二百四十九篇十卷

天文家四百四十五卷：二十一家三十部三百六卷

曆譜十八家六百六卷：六十家一百六十部六百四十五卷 (算書三十六家) (二百三十七卷) 十二卷

(19) 日本における庚申の風習が、老子の説、庚申求長生經などから出ていることは次の例から明らかである。

本朝文粹 卷第十一 冬夜守庚申、同賦修養書應教、夫守庚申者、玄元聖祖之徵言。

鬼門については屋代弘賢の輪池叢書の中、家相圖説に、陰陽家尤忌鬼門、世俗亦極忌之、其故何也、山海經曰云云

とある。鬼門は恐らく曆注の書から出たものでなく、山海經のような支那の民俗を取入れたものであろう。

(20) 東方文化研究所目録、尊經閣文庫、新城文庫、金澤文庫、岩崎文庫、東洋文庫、内閣圖書寮の各目録にも記載がない。

(21) 栗田寛、古風土記逸文、「備後風土記曰、疫隅國社、昔北海坐志 塔神。南海神之女子乎與波比爾出坐爾。日暮。彼所爾蘇民將來且且將來富饒倉一百在支。爰仁武塔神借宿處、惜而不惜。兄蘇民將來借奉留。…… 經年率八柱子還來天詔久。我將來之爲報答。曰汝子孫其家爾在哉止問給。…… 以茅輪令着腰上隨詔令着。既夜爾蘇民與女人二人乎置天。皆悉許呂志保志 倭天。即時仁詔久。吾者速須佐能雄能神也。」

(22) 日本後記卷第廿 嵯峨天皇弘仁元年九月の條に、

〇乙丑。公卿奏議言。謹案大同二年九月廿八日詔書傳。日者虛傳。千妨輻湊。占人妄告。萬忌森羅、又大會小會之言。歲對歲位之說。天恩發於五辰。

將軍行於四仲。斯等並出堪輿雜志。非舉正之典。宜據賢聖格言。一除曆注者。臣等商量。曆注之興。歷代行用。男女嘉會。人倫之大也。農夫稼穡。國家之基也。伏望因順物情。依舊具注。

(23) 齋藤勵氏は、王朝時代の陰陽道 (第六章) に宿曜師の勢力が伸長した時として、長元元年の例を挙げられたが、私は長曆二年頃が適當と考える。例えば、小右記長和四年七月八日の條に、

曆博士守道申請仁統法師、相俱可進曆之由、是故仁宗法師例者、仁宗與光榮相俱

という記録から春記長曆二年十一月廿七日の條の又被仰云、曆博士道平所作進之曆月大小并雜注等與證照曆多有相違至證照雖蒙造曆之宣旨、依僧不加署名、年來道平相共所作進也、證照道平已以違背、仍與證照共不作云云

の記録がなされるまでには、造曆に關して、宿曜師が次號に独自の立場をとるに至つたと解釋できよう。宿曜師の名は二中歴に記載があり、仁統仁宗も記録されている。